

環境文明社会づくり あれこれ(2)

加藤 三郎

源流(2)

日本国内で燃え盛り始めた公害対策に役立ちたいとの一心で、厚生省環境衛生局公害課に入ったのは1966年4月であった。課長は橋本道夫氏で、日本の公害行政の生みの親である。

その頃、すでに世間では水俣病、イタイイタイ病、四日市コンビナート公害、大都市型のスモッグ問題などが、深刻な社会問題になりつつあり、マスメディアも大きく報道しはじめ、経済界も産業の発展のためには対策の強化が必要だと覚悟しつつあった。

そのような時代背景の中で厚生省は、私が入省する前年の9月に公害審議会を設置し、政府として公害対策を統一的で強力に進めるため、まず公害対策の基本法づくりの検討を重ねていた。従って私の仕事は、日々全国各地域で生起する汚染事件への対応(情報収集、マスコミへの説明など)に忙殺されながらも、基本法の骨格となる新施策のための準備作業に動き回っていた。

入省翌年の6月に、私にとっては思いがけなくも、環境衛生局の中に「公害部」が設けられ、私自身は新設の庶

務課が本務となり、公害課との併任となった。庶務課とはおかしな名前だが、公害部の筆頭課として公害対策基本法体系下の法制づくりを担当しており、課長は藤森昭一氏であった。公害課の職員としては、公害対策基本法で設定される二酸化硫黄(SO₂)の環境基準設定のため、例えばWHOや米国等先進国での類似政策の翻訳と紹介、それに専門委員会の運営など、夜遅くまで作業した。もう一つ、イタイイタイ病の汚染源の究明も私の仕事であった。

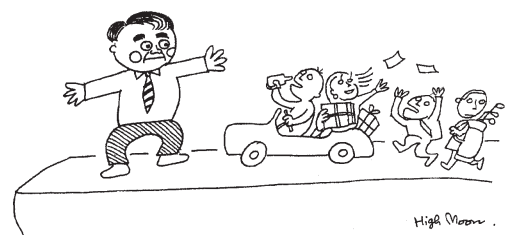
また庶務課の課員としては、公害対策基本法が成立すれば重要な柱となる四日市など特定地域の公害防止計画、環境汚染による公害患者の救済制度、公害に関する調査、監視、対策などを研究する公害衛生研究所(現在の国立環境研究所)の基本構想づくり、更には公害対策基本法が翌67年8月に成立する際に国会で追加された政府の年次報告書である「公害白書」の執筆と編集事務といった仕事も私の担当になった。公害部庶務課といっても、課長以下、7~8人の小さな組織であり、私以外は法令関係の整備にあ

たらざるを得なかったもので、まだ新米で不慣れだった私にもこんなに沢山の重い仕事も任せられた。

このように役所に入った時、国内の公害対策に関心は集中していたが、橋本道夫という公衆衛生の医系技官で、公害から人の命と健康を守るという強い使命感を持ち、広い視野と常に前向きに仕事に打ち込む課長(後にOECD環境局、環境庁大気保全局長、筑波大学教授、海外環境協力センター理事長)にめぐりあえたと同時に、藤森昭一という常に公正、公平の心で仕事に取り組み、「吏道」という言葉とその意味を無言で私たち後輩に教示してくれた課長(後に環境庁事務次官、内閣官房副長官、宮内庁長官)の下で公務の仕事が始めることが出来たのは、私の生涯の幸運であった。

4年目に入った頃、私の人生コースを大きく変え、今のキャリアにつながる一つの事務連絡が外務省国連局科学課から前触れもなく届いた。

(つづく)



High Noon .